

秋田県マンション管理士会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、秋田県マンション管理士会（以下「当会」という。）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当会は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

(定 義)

第3条 この会則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律をいう。
- 二 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。
- 三 登録マンション管理士 当会に所属し、日管連に登録されたマンション管理士をいう。
- 四 所属マンション管理士 当会に所属するマンション管理士をいう。

(日管連への加入並びに日管連の定款および倫理規程等の遵守)

第4条 当会は、総会の決議により日管連の会員会となる。

- 2 会員は、当会の会則および倫理規程はもとより、適正化法等関連法令並びに日管連の定款、倫理規程および規則等を遵守しなければならない。

(品 位)

第5条 当会は、会員の品位を保持し、その業務の改善推進を図るため、会員の指導・連絡・監督に関する事務を行う。

(他のマンション管理士会への入会)

第6条 会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会あるいは日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む）の会員となることはできない。

第2章 目的及び事業

(目的および事業)

第7条 当会は、日管連並びに秋田県および関係団体との連携、協力等により、会員の活動を支援するとともにマンション管理士制度の普及、周知を通じてマンションの管理の適正化に資することを目的とする。

- 2 当会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 一 会員の指導・支援に関すること。
 - 二 会員の日管連への登録に関すること。
 - 三 研修に関すること。
 - 四 会報の編集および発行に関すること。

- 五 広報活動に関すること。
- 六 マンション管理に関する情報収集および情報の公開に関すること。
- 七 日管連並びに秋田県、関係団体との連携、協力に関すること。
- 八 マンション管理士制度の普及、周知に関すること。
- 九 日管連並びに秋田県、関係団体等に対する要望活動に関すること。
- 十 マンション管理に関する調査研究および出版に関すること。
- 十一 前各号に付帯又は関連する事業に関すること

(機関構成)

第8条 当会に理事会を置く。

第3章 会 員

(会員の資格)

第9条 当会の会員は、当県内に住所又は事務所（マンション管理士事務所に勤務している場合は、その勤務先を事務所として扱う。）を有するマンション管理士とする。

2 前項の会員資格に関する基準は、別に規則で定める。

(入 会)

第10条 入会を希望するマンション管理士は、会長に所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の入会申込書には、次条第2項および第3項の書類を添付しなければならない。

3 入会審査については、別に規則で定める。

(会員の日管連への登録)

第11条 当会は、所属マンション管理士について、日管連が定める登録申請書を日管連に提出し、登録マンション管理士として登録しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載し、登録を受けるマンション管理士が記名しなければならない。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所又は事務所の名称・所在地
- 四 試験の合格年月日および合格証書番号
- 五 登録番号および登録年月日
- 六 略歴

3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住所又は事務所を証する書面
- 二 マンション管理士登録証（写）
- 三 登録講習修了証（写）（ただし、該当する者）
- 四 誓約書

五 写真（3cm×4cm） 1葉

（年会費等）

第12条 会員は、第10条の入会申し込みが承認されたときは、別に定める期日までに、当会に入会金および年会費を納入しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、会員は、日管連登録料を当会に納入しなければならない。

3 当会は、日管連登録申請書と共に、前項の日管連登録料を受領し、日管連に納入する。

4 当会は、毎年6月1日現在における所属マンション管理士数に応じた日管連年会費を日管連の指定する期日および徴収方法により日管連に納入する。

5 当会の入会金および年会費については、別に入会金及び年会費等に関する規程を定めるものとする。

6 日管連登録料については、日管連の規程の定めによる。

7 既に納入された入会金、年会費および日管連登録料は返還しない。

（会員名簿）

第13条 当会は、会員の氏名、住所又は事務所等を記載した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は事務所宛に行うものとする。

（届け出）

第14条 会員は氏名、住所又は事務所等の変更があった場合は、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 当会は、毎年6月1日時点の所属マンション管理士名簿および役員名簿を日管連に届け出なければならない。

（退会）

第15条 会員は、会長に退会届を提出し、退会することができる。

（会員資格の喪失）

第16条 会員は、次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。

一 前条に基づき退会となったとき。

二 正当な理由なく年会費を6か月以上滞納したとき。

三 除名されたとき。

四 死亡又は失踪宣告を受けたとき。

五 適正化法第33条第1項によりマンション管理士の登録を取り消されたとき。

六 登録マンション管理士でなくなったとき。

2 前項に該当する会員が、当該時点で発生している年会費その他の債務等、当会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。

（懲戒）

第17条 当会は、会員が当会の会則、規程および規則等に違反したとき、又は次の各号に該当する事実があるときは、理事会決議又は総会決議を経て、懲戒することができる。ただし、この場合、第43条は適用しない。

- 一 当会の事業を妨げ、又は当会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき。
- 二 当会の会則および倫理規程並びに日管連の定款および倫理規程に違反した行為をしたとき。
- 三 その他懲戒すべき正当な理由があるとき。

2 懲戒は、次の5種とする。

- 一 口頭注意
- 二 文書戒告
- 三 6か月以内の会員資格の停止
- 四 退会勧告
- 五 除名

3 懲戒の審査対象になっている会員は、懲戒手続きが行われている間、会員の資格を喪失しない。第15条及び第16条の規定についてはこれを適用しない。

4 懲戒に関する審査は、綱紀委員会において調査および審査を行う。ただし、利害関係がある委員は委員会の調査および審査に参加できない。

5 会長は、会員に対する第2項第一号から第四号までの懲戒を決定するときは、理事会の決議を経なければならない。

6 会長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員に弁明の機会を与えるものとする。

7 当会は、会員を第2項第五号に定める除名をするときは、第26条第2項に基づく総会の議決を経なければならない。また、除名対象となっている会員に対して、総会開催の一週間前までに、当該総会において除名を審議すること、および当該総会において議決する際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。

8 前項の除名がなされた場合は、会長は遅滞なく除名した会員の氏名およびその理由を除名した会員を含む全会員に通知するものとする。

9 会長は、第2項第三号から第五号の懲戒処分が決定されたときは、日管連に通知する。

10 第2項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は、退会した日から2年間、第五号の除名を受けた会員は、その処分決定日から4年間を経過するまでの間、当会に入会申し込みはできない。

第4章 総会

(総会の種類)

第18条 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は、毎年1回5月に開催する。臨時総会は理事会の招集の決定の決議があった場合又は第22条の招集の請求があった場合に開催する。

(構成及び議決権)

第19条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 会員は、各1個の議決権を有する。

3 会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。

4 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は当会の会員でなければならない。

5 会員又は代理人は、代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(招集)

第20条 総会は会長が招集する。

2 総会の招集は、理事会の決議で決する。

3 会長は、総会を招集しようとするときは、開催日の2週間前までに、招集の目的、会議の日時および場所を記載した書面又は電磁的方法をもって会員に通知しなければならない

(招集手続きの省略)

第21条 総会は会員全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(請求に基づく招集)

第22条 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会議の目的である事項および招集を必要とする理由を示して、総会の招集を請求することができる。

2 会長は前項の請求があった日から1か月以内に総会を招集しなければならない。開催を求めた会員は、会長が総会を招集しないときは、第20条の規定にかかわらず、総会を招集することができる。

(決議事項)

第23条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 会則の変更に関する事。
- 二 倫理規程の制定、変更に関する事。
- 三 事業報告と収支決算に関する事。
- 四 事業計画と会計予算に関する事。
- 五 役員を選任又は解任に関する事。
- 六 綱紀委員会の委員を選任又は解任に関する事。
- 七 入会金、年会費の変更
- 八 資金の借入及び返済
- 九 会員の除名
- 十 当会の合併、解散
- 十一 日管連からの退会
- 十二 その他理事会が総会決議とした事項

(議長)

第24条 議長は、会長又は会長が指名する理事がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ、会議を開くことはできない。

(決議の方法)

第26条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で議決する。

2 前項にかかわらず、第23条第一号、第二号、第八号及び第九号の事項は、総会員の議決権の3分の2以上で議決する。

3 前条および前2項の場合において、書面又は代理人により議決権を行使する者は、出席会員とみなす。

(総会の決議の省略)

第27条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により、総会の目的たる事項のすべてについての提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に総会が終結したとみなす。

3 第1項の書面は、次条の規定を準用する。

(議事録)

第28条 議長は、書面又は電磁的記録により議事録を作成し、それに議長及び出席した会員のうち2名が署名又は記名押印して、総会の日から10年間、当会の主たる事務所に据え置くものとする。

2 会員及び債権者は、当会の業務時間内に、議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

第5章 役員

(役員)

第29条 当会に次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上5名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。

(役員を選任)

第30条 役員は、会員の中から、総会の決議により選任し、又は解任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議により選任し、又は解任する。

3 理事と監事は兼ねることはできない。

4 役員を選任方法については、別に規程を定める。

(役員職務)

第31条 会長は、当会を代表し、当会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはそ

の職務を行う。

- 3 監事は、当会の業務の執行及び財務の状況につき監査を行い、その結果を定時総会において報告しなければならない。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(役員解任)

第33条 理事および監事は、総会の決議で解任することができる。

(役員退任)

第34条 役員は、次の各号に該当したときは退任する。

- 一 総会において解任の決議があったとき。
- 二 役員が当会の会員でなくなったとき。
- 三 第17条第2項第三号から第五号の懲戒処分を受けたとき。

(役員報酬・費用支弁)

第35条 役員報酬その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

- 2 役員が当会の業務を執行するために要した費用は、理事会の承認を得て支弁する。

(顧問)

第36条 当会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当会の運営上重要事項について会長の諮問に応じる

第6章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、理事で構成する。

(議決事項)

第38条 理事会は、次の事項を議決する。

- 一 会員の入会の承認に関すること。
- 二 事務局、部および委員会等の業務組織の設置および改廃に関すること。
- 三 規則・規程等の制定、変更又は廃止
- 四 事業の執行方法に関すること。
- 五 総会に付議すべき議案に関すること。

- 六 事業報告（案）、収支決算（案）に関する事。
- 七 事業計画（案）、収支予算（案）に関する事。
- 八 資産の管理
- 九 会長、副会長の選任、解任
- 十 理事の職務の執行の監督に関する事項
- 十一 日管連総会議案の議決権行使に関する事項
- 十二 その他当会運営上必要な事項

（招 集）

第39条 理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 会長は、理事から請求があったときは、理事会を開催しなければならない。
- 3 前項の場合において、会長は5日以内に、その日から1週間以内の日を会日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 会長が、前項による臨時理事会を招集しないときは、開催を求めた理事が招集する。

（招集手続きの省略）

第40条 理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

（議 長）

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故もしくは支障等があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）

第42条 理事会の決議は、議案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数で議決する。

- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の決議の省略）

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

- 2 前項の書面は、次条の規定を準用する。

（理事会議事録）

第44条 担当理事は、書面又は電磁的記録により議事録を作成し、理事会に出席した会長（会長に事故もしくは支障があるときは副会長又は担当理事）及び監事が署名又は記名押印して理事会の日から10年間、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

（職務の執行状況の報告）

第45条 会長、副会長及び担当理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に

報告するものとする。

第7章 綱紀委員会

(綱紀委員会の設置)

第46条 当会に綱紀委員会を設置することができる。

2 綱紀委員会は、会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

3 綱紀委員会は、綱紀委員（以下この章において「委員」という。）2人以上5人以内をもって組織する。

4 綱紀委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、総会において会員の中から選任する。ただし必要があるときは、会員以外の者を選任することを妨げない。

5 委員は、当会の役員を兼ねることができない。

6 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

7 綱紀委員会に必要な事項は、別に綱紀委員会規程で定める。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第47条 会長は、当会の運営および特定事業に係る調査研究のために必要があるときは、理事会決議を経て、委員会を設置することができる。

2 委員長および委員は理事会決議を経て、会長が委嘱する。

3 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に委員会規程で定める。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第48条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得又は支出をすることができる。

3 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とする。

4 第1項および第2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会決

議を経て、定時総会に提出し、承認を得なければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書（監事の監査報告書を含む。）
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書
- 五 貸借対照表および損益計算書の附属明細書

（計算書類等の保存）

第51条 当会は、前条第三号から第五号までに掲げる計算書類等を作成してから10年間、当該計算書類等を保存しなければならない。

（計算書類等の備え置きおよび閲覧）

第52条 当会は、各事業年度に係る第50条各号に掲げる計算書類等を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 会員及び債権者は、当会の業務時間内に、前項に掲げる計算書類等の閲覧等を請求することができる。

（剰余金の不分配）

第53条 当会は、剰余金の分配を行わない。

（残余財産の帰属）

第54条 当会が解散した場合には残余財産があるときは、各会員に等しく帰属するものとする。

第10章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第55条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

（会の解散）

第56条 当会は、総会の決議により解散する。

第11章 雑 則

（マンション管理士以外の者）

第57条 当会は、マンション管理士以外の者を会員としてはならない。

（会則に定めのない事項）

第58条 この会則に定めのない事項については、日管連定款又は当会の総会決議による。

附 則

（施行期日）

第1条 この会則は、令和5年12月6日から施行する。

（最初の事業年度）

第2条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から令和6年3月31日までとする。

(免責事項)

第3条 この会則第9条1項に定める住所又は事務所の移転に伴って、他のマンション管理士会から当会へ入会し直すときは、入会金は免除する。ただし、他のマンション管理士会所属時において年会費等の滞納があるときは、入会を認めないものとする。